

2025
令和7年度

横浜の

中小企業の

「明日」を

身近でサポート

信用保証のご案内





目次

1 | 横浜市信用保証協会について

1) プロフィール	2
2) 当協会イメージキャラクター	3

2 | 信用保証制度について

1) 信用保証制度の仕組み	4
2) ご利用いただける方	5
3) 保証の内容	5
4) 信用保証料	6

3 | 今年度の主な保証制度のご紹介

・脱炭素よこはま資金	7
・脱炭素よこはま資金ミニ	7
・スタートアップおうえん資金	8
・創業おうえん資金	9
・事業承継資金	9
保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができます	10

4 | 経営支援について

専門家派遣	11
経営サポート会議	12

5 | 横浜市信用保証協会の広報のご紹介

横浜市信用保証協会の広報のご紹介	13
------------------	----

6 | 相談窓口のご案内

相談窓口のご案内	14
----------	----

〈免責事項〉

本リーフレットに掲載されている情報の正確性については、万全を期しておりますが、横浜市信用保証協会は利用者が情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。





1) プロフィール

横浜市信用保証協会は、戦災で廃虚となった横浜市内の経済を復興するため、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創立	昭和22年11月29日
人格	信用保証協会法に基づく法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
基本財産	292億円(令和7年2月末現在)
保証債務残高	41,279件、5,301億円(同上)
利用企業者数	24,161者(同上)
事務所	本 店：中区山下町22 山下町SSKビル9階、10階 新横浜支店：港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 横浜駅前支店：西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 上大岡支店：港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー22階
役職員数	103名(令和7年2月末現在)

■ **経営理念** 中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

■ **役割** 信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担っています。

次の経営ビジョンのもと、横浜の中小企業の「明日」を身近でサポートしていきます。



私たちは、信用保証と経営支援を通じて
中小企業の「明日」を応援し
横浜経済の活力ある発展に貢献します。

2) 当協会イメージキャラクター

当協会のイメージキャラクター「ハマ福」を紹介します。

ハート形の輪郭と大きな目をした愛くるしい表情と横浜らしいマリニルックがポイント。

横浜経済を見渡し、中小企業・小規模事業者に福をもたらします。



◆プロフィール

名称 ハマ福（ヨコハマのふくろう）
ふくろうは知性の象徴。また、夜目が利くことから「世間に明るい」とも。

就任日 令和3年 3月1日

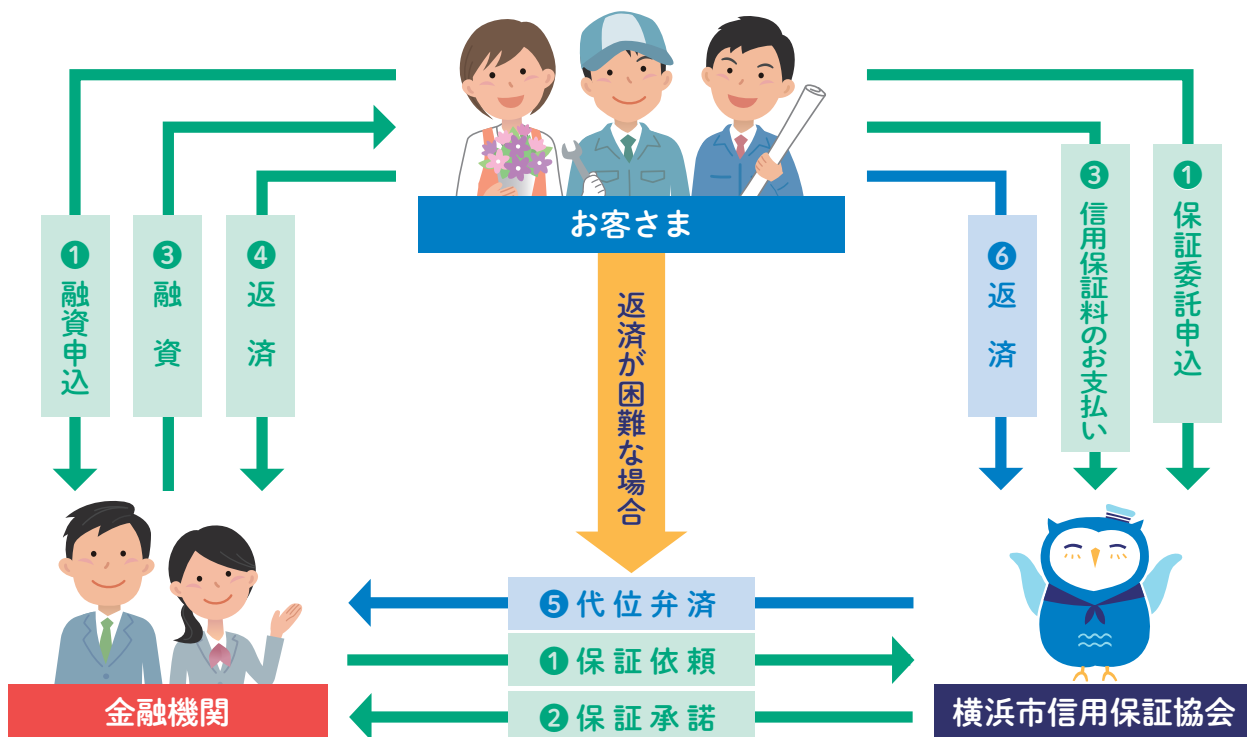
特徴 横浜経済を見渡し金融の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者に福をもたらす。

趣味 横浜市内の観光

特技 横浜市内事業者の相談に乗り、資金繰りや経営課題の解決をお手伝いすること。



1) 信用保証制度の仕組み



①	金融機関の窓口へお申してください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。 なお、金融機関とお取引がない等のお客様には、金融機関をご紹介しますので、当協会にお気軽にご相談ください。
②	当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。 ※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。
③	金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客様に融資を行います。 この際、お客様には当協会に信用保証料をお支払いいただきます。
④	お客様は、融資条件に従ってご返済をしていただきます。
⑤	何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客様に代わって、金融機関に借入金を返済します。(代位弁済)
⑥	代位弁済後は、お客様から当協会にご返済をしていただきます。

2) ご利用いただける方

■所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいることが必要です。

■企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業種	従業員数	資本金
製造業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
医療法人等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含まれます。

農林・漁業、風営法第2条第6項から10項に掲げる性風俗関連特殊営業、金融業(一部を除く)、非営利団体等、その他、公序良俗等の観点から当協会が公的機関として支援・育成していくには相応しくない事業を行っている場合も対象となりません。

特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の場合は保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象とはなりません。

3) 保証の内容

■ | 企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円(うち無担保8,000万円)

組合等：4億8,000万円

■資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。

(例)商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等

※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

■連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しています。また、下記の3つの取扱いのいずれかに該当すれば、経営者保証※を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

通称	要件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> ●取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ●「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ●法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。など
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> ●直近決算期において一定の財務要件を満たしている。（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> ●法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

※金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

4) 信用保証料

■信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

責任共有保証料率表 (％)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表 (％)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証（ABL保証）、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

信用保証料の試算はこちら





脱炭素化に取り組む方

脱炭素化に向けた取組を行う方へ、信用保証料助成が豊富な保証制度を取り揃えています。

脱炭素よこはま資金

- ・温室効果ガス排出量の削減に取り組む方にメリットがあります
- ・横浜市による**保証料助成が0.5%**あります（融資額5,000万円を上限）



ご利用いただける方	横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する方 1 温室効果ガス排出量削減目標を定め、第三者機関の認証等を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量の削減に取り組む 2 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成金」の交付決定を受けた
融 資 額	2億8,000万円以内（組合は4億8,000万円以内）
融 資 期 間	運転資金7年以内 設備資金20年以内（据置12か月以内を含む）
融 資 利 率	固定金利：1.3%以内～2.4%以内
保 証 料 率	保証料ゼロ ～1.4%（融資額5,000万円を上限に横浜市が0.5%助成）

脱炭素よこはま資金ミニ

- ・温室効果ガスの削減や省エネにつながる設備投資を行う方にメリットがあります
- ・横浜市による**保証料助成が0.5%**あります



ご利用いただける方	横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する方 1 カーボンニュートラル設備投資助成事業の申請中もしくは交付の決定を受けた、または令和5年度以降にグリーンリカバリー設備投資助成金の交付の決定を受けた 2 （公財）横浜企業経営支援財団の「技術相談（環境技術・省エネルギー）」による支援を受け、設備投資を実施 3 温室効果ガス排出量削減に資する設備投資を実施
融 資 額	5,000万円以内
融 資 期 間	運転資金10年以内 設備資金20年以内（据置12か月以内を含む）
融 資 利 率	固定金利：1.6%以内～2.6%以内
保 証 料 率	保証料ゼロ ～1.4%（融資額2,000万円を上限に横浜市が0.5%助成）

創業される方・創業して間もない方

創業を予定されている方、創業して5年を経過していない方へ、信用保証料助成のある保証制度を取り揃えています。

スタートアップおうえん資金

- ・これから会社を設立する方、会社を設立して5年未満の方がご利用いただけます
- ・当協会による割引と、横浜市による助成によって**保証料負担がゼロ**となります



<p>ご利用いただける方</p>	<p>次のいずれかに該当し、かつ、ア～カのいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> これから創業する場合で、2か月以内に市内で会社を設立し事業を開始する ※特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内 すでに創業しており、次のいずれかに該当する <ol style="list-style-type: none"> 会社を設立し5年未満 個人事業を開始したのち、新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、個人事業を開始して5年未満 事業を継続している会社により新たに設立（分社化）された会社で、設立の日から5年未満 <p>ア 特定創業支援等事業のセミナー等を受講し修了 イ 横浜市が指定する支援プログラムのいずれかを修了 ウ Science Tokyo 横浜ベンチャープラザに入居中であり、「横浜市大学連携型起業家育成施設入居・成長支援補助金交付要綱」に定める補助金の交付を受けている（または過去に交付を受けたことがある） エ 「横浜市スタートアップビザ」における確認証明書の発行を受けた オ 当協会が実施する「創業スクール」を修了 カ 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）」を利用しているまたは本資金と協調融資を受ける</p>
<p>融 資 額</p>	<p>3,500万円以内</p>
<p>融 資 期 間</p>	<p>運転・設備資金10年以内 （据置12か月以内、ただし、プロパー融資と同時実行等の場合は36か月以内を含む）</p>
<p>融 資 利 率</p>	<p>固定金利：1.9%以内</p>
<p>保 証 料 率</p>	<p>保証料ゼロ（当協会が0.4%割引+横浜市による全額助成）</p>

創業おうえん資金

- ・これから創業する方、創業して5年未満の方がご利用いただけます
- ・当協会による**保証料の割引が0.4%**、横浜市による**保証料の助成が0.1%**あります



ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 1 これから創業する場合で、1か月以内に市内で個人事業を開始する、または2か月以内に市内で会社を設立し事業を開始する ※特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内 2 すでに創業しており、次のいずれかに該当する (1) 個人事業を開始し5年未満、または会社を設立し5年未満 (2) 個人事業を開始したのち、新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、個人事業を開始して5年未満 3 事業を継続している会社により新たに設立（分社化）された会社で、設立の日から5年未満
融 資 額	3,500万円以内
融 資 期 間	運転・設備資金10年以内（据置12か月以内を含む）
融 資 利 率	固定金利：2.3%以内
保 証 料 率	0.3%（当協会が0.4%割引+横浜市が0.1%助成） ※代表的な保証料率を記載しているため、お客さまの状況によって異なる場合があります

事業承継をされる方

円滑な事業承継に向けた取組を行う方がご利用いただける保証制度です。

事業承継資金

- ・横浜市による**保証料助成が0.25%**あります
- ・経営者保証を不要とすることのできる要件もご用意しています



経営者保証不要特別

ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 1 事業継続が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとする 2 経営権の集約を目的として、持株会社によって事業会社の株式を集約化し、当該事業を承継しようとする 3 事業承継を実施した後、議決権株式の取得資金、事業用資産の取得資金または相続税・贈与税の納税資金等を必要とする 4 M&A等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とする 5 EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とする 6 当協会、(公財)横浜企業経営支援財団、取扱金融機関またはその他認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業承継を10年以内に行う事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む 7 被後継者から事業を引き継いで3年を経過していない
融 資 額	2億8,000万円以内
融 資 期 間	運転資金10年以内 設備資金15年以内 (据置12か月以内、ただし、ご利用いただける方2は措置18か月以内を含む)
融 資 利 率	取扱金融機関の所定利率
保 証 料 率	0.20%～1.65%（横浜市が0.25%助成）

保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができます

信用保証付き融資について、市内中小企業者の皆さまが一定の要件を満たした場合に、保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。

■ご利用いただける方

次の(1)～(5)すべてを満たす法人

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ①直前決算において債務超過でない
 - ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4) 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること

■適用される信用保証料率

- (1) ■ご利用いただける方 (3) の2つの財務要件をいずれも満たす場合
所定の信用保証料率に**0.25%**を上乗せした信用保証料率
- (2) ■ご利用いただける方 (3) の2つの財務要件のいずれか一方のみを満たす場合
所定の信用保証料率に**0.45%**を上乗せした信用保証料率
- (3) 法人の設立後最初の決算または2期目の決算における貸借対照表および損益計算書が無い場合
所定の信用保証料率に**0.45%**を上乗せした信用保証料率

【対象要件と保証料率の上乗せの整理表】

	直近決算期において債務超過でない	直近決算期において債務超過である
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字である	保証料率+0.45%	対象外



専門家派遣

＼ 経営のお悩み、専門家に相談してみませんか？ /

中小企業診断士を始めとする各種専門家がお客さまの事業所に訪問し、お話をうかがった上で経営課題に対する解決策をご提案します（ご訪問が難しい場合は当協会にお越しいただき、お話をうかがいます）。当協会の保証付き融資をご利用いただいている方が対象となりますが、**専門家への報酬（謝金）は原則当協会が負担いたします**ので、誰に相談したらいいかわからない、という方は一度当協会にご相談ください。

Point

1

多様な専門家

- ・中小企業診断士
- ・公認会計士
- など

Point

2

様々な局面に対応

- ・創業
- ・生産性向上
- ・経営改善
- ・事業承継

Point

3

原則無料

専門家への報酬は原則当協会が負担

■ 支援分野

創業支援

これから創業したい方の創業計画策定のご支援や、創業から概ね5年以内の方の事業計画再策定などを専門家とともにご支援します。

生産性向上支援

事業効率（設備効率）の向上を目指したい方などのために改善方法のご提案や、事業効率向上に向けた計画の策定を専門家とともにご支援します。

経営改善支援

売上減少、利益減少、資金繰り悪化などでお悩みの方への改善方法のご提案や、今後5年間の経営計画の策定などを専門家とともにご支援します。

事業承継支援

後継者への事業引継ぎに向けた課題解決の方策や、事業承継に向けた具体的な行動計画を含めたスケジュール策定などを専門家とともにご支援します。

ご希望の支援分野を1つ決めたら、下記3つのメニューのうち、どの支援を受けるかご相談のうえ決めていきます。

【 ターゲット支援 】

既に具体的になっている経営課題の解決方法をご提案します。

【訪問回数】1～3回

【 改善提案 】

専門家がお客さまの経営状況全般を診断し、経営課題を明らかにしたうえで具体的な改善策をご提案します。

【訪問回数】3～5回

【 計画策定 】

改善提案と同じように専門家がお客さまの経営状況全般を診断したうえで、数値計画やアクションプラン（誰がいつまでに何をやるか、などの行動計画のこと）等の経営計画の策定を支援します。

【訪問回数】5～8回

※ご相談の内容によっては、他の中小企業支援機関の窓口をご紹介する場合がございます。

■ ご利用の流れ

お申込み

外部専門家の派遣申込書等を当協会にご提出いただきます。

事前打合せ

派遣を予定する専門家との顔合わせとともに、経営課題・ご要望等をおうかがいします。

派遣開始

課題の抽出と整理を行い、課題解決策のご提案または経営計画の策定をご支援します。

最終報告会

課題解決策または経営計画を共有します。ご希望があれば取引金融機関にも共有します。

フォローアップ

最終報告会から年1回、3年間にわたり課題解決策や経営計画の進捗をフォローします。

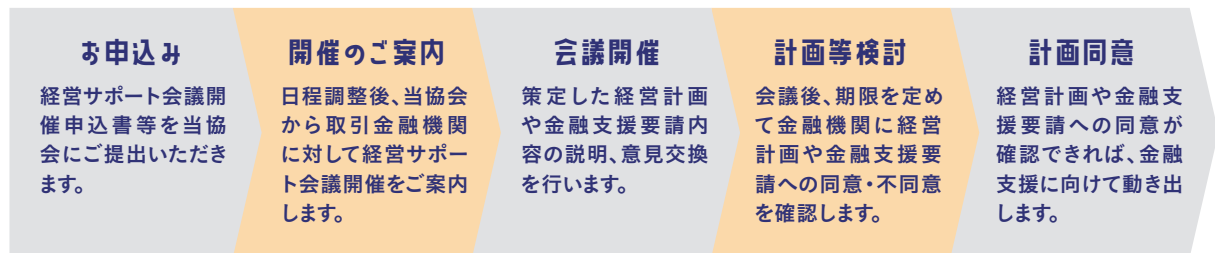
経営サポート会議



\ 円滑な話し合いの場をご提供します /

経営サポート会議は、お客さま、お取引のある金融機関、信用保証協会等が一堂に会して意見交換したり、お客さまから各金融機関に対して金融支援(新規融資や返済方法の変更等)を要請する場です。
当協会が事務局となって、お取引のある金融機関に経営サポート会議の開催を呼びかけます。お客さまが策定した経営計画を取引金融機関等にご説明いただいたり、円滑な意見交換ができるよう支援します。
なお、**経営サポート会議の開催・運営にかかる費用は無料**です。

■ ご利用の流れ



※経営計画の策定は当協会の専門家派遣をご利用いただくことも可能です。

■ 開催事例とご利用のメリット

Case 1	Case 2
<p>開催事例 経営改善計画を策定したので、取引金融機関に金融支援の協力を依頼したい。</p> <p>メリット 取引金融機関、信用保証協会にまとめて説明できます。</p>	<p>開催事例 返済方法の変更(リスケジュール)を考えているが、複数の金融機関と取引があるため、調整を行いたい。</p> <p>メリット 取引金融機関への呼びかけは当協会が行います。</p>

■ ご利用いただいた皆さまからの声

〈お客さま〉

専門家派遣と経営サポート会議の両メニューを利用しました。専門家や信用保証協会に入ってもらうことで金融機関とも前向きな話ができるようになり、当社の取り組むべき課題の共有が図れました。改善に向けてのモチベーションが高まりました。

〈金融機関ご担当者〉

われわれ金融機関は数字目線(財務重視)になりがちですが、専門家は数字だけでなく営業面など事業目線を多く取り入れており、よりお客さまに寄り添ったアプローチだと感じました。大変良い支援制度だと思います。

〈専門家〉

事業に関する支援はもちろんのこと、金融支援にまで踏み込み支援できる点が、専門家派遣と経営サポート会議のメリットではないでしょうか。

詳細情報・その他経営支援メニューの紹介はこちら!

5

Credit Guarantee Corporation of Yokohama

横浜市信用保証協会の 広報のご紹介



横浜市信用保証協会では、様々な広報ツールを活用して、市内中小企業者の皆さまが必要としている情報をお届けしています。

LINE-Instagram

保証制度の創設や国・横浜市等による補助金のご案内、当協会の取組やセミナー開催に関するお知らせなど、市内中小企業者の皆さまにとって役立つ情報を随時お届けしています。

LINEの友達登録は
こちら



Instagramの
フォローはこちら



YouTube

市内中小企業者の皆さまや関係機関の皆さまにとって有益となる情報を投稿しています。経営者保証を不要とする取扱いや創業計画書の記入方法を解説した動画も投稿しています！

公式YouTubeチャンネル
はこちら



広報物

当協会でご支援させていただいた市内中小企業者の方に行ったインタビュー記事を掲載した冊子を発行しています。ご興味のある方は、ぜひご覧ください！



経営支援事例集



ハマ福通信



相談窓口のご案内

当協会では、市内中小企業者のお客さまの利便性にお応えるため、本店の他、新横浜支店、横浜駅前支店、上大岡支店の4拠点体制としています。担当地区をご確認の上、お気軽にご相談ください。「初めての借入でどこに相談に行ったらよいかかわからないので近隣の金融機関を紹介してほしい」など、金融機関の紹介をご希望される場合も、ご相談を承ります。



窓口開設時間：9時00分～17時00分（土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

本店

保証担当地区（中区・磯子区）

〒231-8505 中区山下町22 山下町SSKビル10階

経営支援部 保証課、保証統括課 TEL：045-662-6623

保証事務課 TEL：045-263-6610

経営支援室 経営支援課 TEL：045-662-6624

《アクセス》

みなとみらい線 日本大通り駅 3番情文センター出口より徒歩約3分

JR関内駅 南口より徒歩約12分

JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分

横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩約12分



新横浜支店

保証担当地区（港北区・緑区・青葉区・都筑区）

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階

TEL：045-470-5600

《アクセス》

JR新横浜駅 横浜アリーナ方面出口より徒歩約7分

横浜市営地下鉄 相鉄・東急新横浜線 新横浜駅 7番出口より徒歩約4分



横浜駅前支店

保証担当地区（鶴見区・神奈川区・西区・保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区）

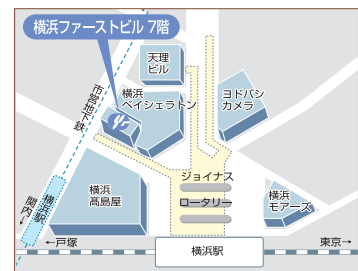
〒220-0004 西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階

TEL：045-319-5335

《アクセス》

横浜駅 西口より徒歩約3分

横浜市営地下鉄 横浜駅 10番出口より徒歩約1分



上大岡支店

保証担当地区（南区・金沢区・戸塚区・港南区・栄区・泉区）

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー22階

TEL：045-844-6621

《アクセス》

京浜急行線 上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分

横浜市営地下鉄 上大岡駅 6番出口より徒歩約3分





<https://www.sinpo-yokohama.or.jp>



HAMA
FUKU



SIAAマークはISO22196法に
より評価された結果に基づき、
抗菌製品技術協議会ガイドラ
インで品質管理・情報公開され
た製品に表示されています。

